

学校法人大手前学園 ガバナンス・コード 遵守状況点検表

点検実施期間:令和4(2022)年8月

第1章 私立大学の自主性・自律性(特色ある運営)の尊重

	項目	遵守状況
1-1 建学の 精神	(1)建学の精神・理念 (2)建学の精神・理念に基づく人材像 【大手前大学】 【大手前大学大学院】 【大手前短期大学】	点検結果参照
1-2 教育と 研究の 目的 (私立 大学の 使命)	(1)建学の精神・理念に基づく教育目的等 ①大手前大学の教育目的及び研究目的 ②大手前大学大学院の教育目的及び研究目的 ③大手前短期大学の教育目的及び研究目的	(1)①～③について、遵守できている。
	(2)中期的な計画の策定と実現に必要な取組みについて	大手前大学においては「大手前大学ビジョン」構築プロジェクトが令和4(2022)年9月に新学長の下で始動する。ガバナンス・コードに沿うかたちで進めていく。
	(3)私立大学の社会的責任等 ①自主的な運営基盤の強化と教育の質の向上及び経営の透明性の確保 ②学生を最優先に考え、ステークホルダーとの関係を保ち公共性を念頭においた学園経営 ③多様性への対応の実施	(3)①～③について、遵守できている。

点検結果

1-1(2)に記載の学部名称について、令和4(2022)年度に総合文化学部が国際日本学部に変更を行ったため修正を行う。また、令和5(2023)年度には、大学に経営学部、

大学院に国際看護学研究科、短期大学に医療事務総合学科が設置される予定であるので、適切な時期にこれらについての項目を追記する。

第2章 安定性・継続性(学校法人運営の基本)

	項目	遵守状況
2-1 理事会	(1)理事会の役割 ①意思決定の議決機関としての役割 ②理事会の議決事項の明確化 ③理事及び大学運営責任者の業務執行の監督 ④学長への権限委任 ⑤実効性のある開催 ⑥役員損害賠償責任 ⑦役員連帯責任 ⑧役員損害賠償減免規程整備 ⑨利害関係を有する理事の議決からの除外	(1)①～⑨について、遵守できている。
2-2 理事	(1)理事の責務(役割・職務・監督責任)の明確化 ①理事となる者 ②理事長の業務 ③役付理事について ④理事長・理事の解任 ⑤法令遵守と忠実義務 ⑥善管注意義務と賠償責任義務 ⑦理事の報告義務 ⑧利益相反取引について	(1)①～⑧について、遵守できている。
	(2)学内理事の役割 適切な業務執行の推進	(2)について、遵守できている。
	(3)外部理事の役割 ①複数名の選任 ②様々な視点からの意見陳述等	(3)①②について、遵守できている。

2-3 監事	<p>(1) 監事の責務(役割・職務範囲)について</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 善管注意義務と賠償責任義務 ② 理事会等への出席 ③ 業務・財産状況及び理事の業務執行の監査 ④ 不正の行為等発見時の報告、理事会・評議員の招集請求権 ⑤ 損害発生のおそれのある場合の、理事に対する差止請求権 	(1)①～⑤について、遵守できている。
	<p>(2) 監事の選任</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 独立性の確保 ② 複数人の選任 ③ 業務の継続性 	(2)①～③について、遵守できている。
	<p>(3) 監事監査基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 監事監査規程の作成 ② 監査計画の策定と通知 ③ 監査報告書の作成と報告・公表 	(3)①～③について、遵守できている。
	<p>(4) 監事業務を支援するための体制整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 意見交換の実施 ② 研修機会の提供 ③ その他の体制整備 	(4)①～③について、遵守できている。
2-4 評議員 会	<p>評議員会</p> <p>(1) 諮問機関としての役割</p> <p>以下の事項について、理事長があらかじめ評議員会の意見を聞くこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 予算及び事業計画 ② 事業に関する中期的な計画 ③ 借入金及び基本財産の処分等 ④ 役員に対する報酬等の支給基準 ⑤ 予算外の新たな義務負担又は権利の放棄 ⑥ 寄付行為の変更 ⑦ 合併 	(1)①～⑩について、遵守できている。

	⑧解散 ⑨寄付金品の募集 ⑩その他の重要事項	
2-5 評議員	評議員 (1)評議員の選任 ①評議員の人数 ②評議員となる者 ③多くのステークホルダーからの有識者の選任	点検結果参照

点検結果

2-5(1)②に記載の評議員となる者について、大手前栄養学院専門学校の学院長が記載されているが、同校が令和4(2022)年3月末をもって閉校したため、当該記載を削除する。

第3章 教学ガバナンス(権限・役割の明確化)

	項目	遵守状況
3-1 学長	(1)学長の責務(役割・職務範囲) ①大学学長の責務 ②短期大学学長の責務 ③学長の権限の行使 ④教職員への学長方針等の周知・共有	(1)①～④について、遵守できている。
	(2)学長補佐体制(副学長・学部長(学科長)の役割) ①副学長の任務 ②学部長・学科長の任務	(2)①②について、遵守できている。
3-2 教授会	教授会 (1)教授会の役割(学長と教授会の関係)	(1)について、遵守できている。

点検結果

遵守できている。

第4章 公共性・信頼性(ステークホルダーとの関係)

	項目	遵守状況
4-1 学生に 対して	<p>(1)学部における3つの方針(ポリシー)と入学から卒業に至るまでの道筋の具体化・明確化</p> <p>①大学の3つの方針(ポリシー)</p> <p>ア 卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)</p> <p>【通学課程全体】【通信課程】</p> <p>イ 教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)</p> <p>【通学課程全体】【通信課程】</p> <p>ウ 入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)</p> <p>【通学課程全体】【通信課程】</p> <p>②大学院の3つの方針(ポリシー)</p> <p>ア 卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)</p> <p>【比較文化研究科 比較文化専攻(博士前期課程)(修士課程)】</p> <p>【比較文化研究科 比較文化専攻(博士後期課程)】</p> <p>イ 教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)</p> <p>【比較文化研究科 比較文化専攻(博士前期課程)(修士課程)】</p> <p>【比較文化研究科 比較文化専攻(博士後期課程)】</p>	点検結果参照
4-1 学生に 対して	<p>ウ 入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)</p> <p>【比較文化研究科 比較文化専攻(博士前期課程)(修士課程)】</p> <p>【比較文化研究科 比較文化専攻(博士後期課程)】</p>	点検結果参照

	<p>③短期大学の3つの方針(ポリシー)</p> <p>ア 卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)</p> <p>【短期大学全体】</p> <p>イ 教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)</p> <p>【短期大学全体】</p> <p>ウ 入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)</p> <p>【短期大学全体】</p>	
4-2 教職員 に対し て	(1)教職協働 教職協働体制の確保	(1)について、遵守できている。
	(2)ファカルティ・ディベロップメント:FD ①PDCAサイクル ②年次計画に基づく取組みの推進	(2)①②について、遵守できている
	(3)スタッフ・ディベロップメント:S D ①専門性・資質向上のための取組み推進 ②計画的な取組み ③業務研修の実施	(3)①～③について、遵守できている
4-3 社会に 対して	(1)認証評価及び自己点検 ①認証評価 ②自己点検及び評価結果等を踏まえた改善・改革(PDCAサイクル)の実施 ③学内外への情報公開	(1)①～③について、遵守できている
	(2)社会貢献・地域連携 ①多様な成果の社会への還元 ②産官学の連携強化 ③多様な社会人の受け入れと生涯学習の場の提供 ④減災活動への取組み	点検結果参照

	⑤環境問題等への対応	
4-4 危機管 理及び 法令遵 守	(1)危機管理のための体制整備 ①体制整備とガイドラインの整備 ②災害防止、不祥事防止対策への 取組み	(1)①②について、遵守できている。
	(2)法令遵守のための体制整備 ①組織的な取組み ②公益通報窓口の設置と通報者 の保護	(2)①②について、遵守できている

点検結果

<p>4-1に記載の3つの方針(ポリシー)については、大学院は専攻毎に記載しているので令和5(2023)年度に新設される予定の国際看護学研究科を適切な時期に追記し、これまでと同様にウェブサイト上に掲載し公表する。</p> <p>4-3(2)の「社会貢献・地域連携」については、令和3(2021)年度はコロナ禍の影響により地域との十分な連携ができなかったが、今後も地域貢献に努めていく。</p> <p>4-4(2)②の公益通報窓口の設置については、研究活動上の不正行為に関する通報窓口を設けているが、その他の不正に関する通報窓口についても通報者を保護できる体制を整えつつ整備を進めていく。</p>

第5章 透明性の確保(情報公開)

	項目	遵守状況
5-1 情報公 開の充 実	(1)法令上の情報公表 ①教育・研究に資する情報公表 ②学校法人に関する情報公表	(1)①②について、遵守できている。
	(2)自主的な情報公開 ①教育・研究に資する情報公表 ②本学園に関する情報公開	(2)①②について、遵守できている。

	<p>(3)情報公開の工夫等</p> <p>①ウェブ公開に加えて据え置きし請求があれば閲覧に供する</p> <p>②大学ポートレートや学園案内等の媒体の活用</p> <p>③わかりやすい公開方法の工夫</p>	<p>(3)①②について、遵守できている。</p>
--	--	---------------------------

点検結果

遵守できている。

※学校法人大手前学園 ガバナンス・コードは、「日本私立大学協会憲章 私立大学版 ガバナンス・コード<第1版>」に準じて策定している。